

令和 年 月 日

ふくしま☆スタイル×DIY 承諾申請書

福島市長 様

御山町団地 603号室
氏名
連絡先

下記のとおりDIYを行いたいので、設計図面及び製品カタログ等を添付し、申請します。
なお、承諾のうえは、下記事項を堅く守り、後日異議の申立ては行いません。

記

DIYの内容	施工方法・使用資材等	市記入欄	
		簡易承諾	要原状回復

[誓約事項]

- 1 市が定める「ふくしま☆スタイル×DIY のしおり」を遵守して、近隣の居住者等に迷惑を掛けないように留意してDIYすること。また、残置が認められた設備機器を設置した時は、その取扱説明書の写しを提出すること。
- 2 DIYに際して、第三者に損害を与えないように十分留意し、万一損害を与えた時は、申請者の責任において問題の解決にあたること。
- 3 設置したDIYに係る造作物及び工作物（以下、造作物等という。）について、市が請求した時は、直ちに申請者の負担で撤去し、原状回復し、又はその費用を負担すること。
- 4 申請者が設置した造作物等について、居住中に修理又は取替が必要になった時は、使用請書に関わらず、申請者の負担で修理又は取替を行うこと。
- 5 申請者が設置した造作物等について、住宅を明け渡す時は、原状回復を要するものを除いてこれを残置し、この造作物等に汚破損がある時は、その補修費用を申請者が負担すること。また、上表で原状回復を要するされたものについては、住宅を明け渡す時に申請者の負担で原状回復し、又はその費用を負担すること。
- 6 住宅を明け渡す時に申請者の設置した造作物等を残置せずに撤去する場合は、当該部分について申請者の負担で原状回復し、又はその費用を負担すること。
- 7 申請者の設置した造作物等について、その買取請求権及び有益費償還請求権を放棄すること。
- 8 その他市が指示する事項に従うこと。
- 9 DIYの内容等を変更する場合は事前に「福島市住宅政策課市営住宅係」に連絡すること。

以上